

佐賀県医療センター好生館 脳神経外科手術用顕微鏡システム 一式

調達業務仕様書

1. 構成

調達物品名		数量
脳神経外科手術用顕微鏡システム		一式
項目	内容	
1	基本構成	
1-1	手術顕微鏡装置	
1-1-1	倍率変倍機構はフットスイッチ、ハンドスイッチによる電動式であること。また、装置本体のズーム比は 1:10 以上で変倍スピードの調整が可能であり、緊急時の手動調整も可能であること。	
1-1-2	対物レンズの作業距離は 200mm～650mm の範囲であり、対物レンズは交換不要であること。	
1-1-3	フォーカス機構はフットスイッチ、ハンドスイッチによる電動式でフォーカススピードの調整が可能であり、緊急時の手動調整も可能であること。	
1-1-4	術者用鏡筒に対して助手用鏡筒は 180 度方向・対面の同軸立体鏡筒が装着でき、3 箇所同時観察が可能であること。	
1-1-5	照明系は光源が独立した 2 軸照明であり、対物レンズ径は 80mm 以上であること。	
1-1-6	アポクロマト光学系であり、総合観察倍率は最大で 20 倍以上であること。	
1-1-7	光源装置は 400W 以上のキセノンランプを搭載していること。	
1-1-8	キセノンランプは緊急時の予備電源を含む 2 個以上を搭載していること。また、ランプ切れの際は予備ランプに切り替え可能であること。	
1-1-9	キセノンランプの使用時間を確認するためのメーターが搭載されていること。	
1-1-10	フロアスタンドはオーバーヘッドポジショニングが可能であること。	
1-1-11	フロアスタンドはカウンターバランス方式の電磁ブレーキ方式であること。	
1-1-12	フロアスタンドは 260kg 以下であり、ベース部にはワンタッチ式のブレーキストッパーを有していること。	
1-1-13	フロアスタンドのベースは 740mm×740mm 以下の大きさであること。	
1-1-14	動画出力は HD 信号 2 系統と SD 信号 1 系統の同時出力が可能であり、HD-SDI・HDMI、各コネクタより各規格ケーブルを介して外部接続できること。	
1-2	ハイビジョン ICG/映像記録装置	
1-2-1	フルハイビジョン映像の記録が可能であること。	
1-2-2	500GB 以上の内臓 HDD 記録装置を有していること。また、外部 USB/HDD での HD 映像記録が可能であること。	
1-2-3	32 型以上のモニター供覧装置を架台に搭載していること。	
1-2-4	術中に記録した ICG 蛍光観察画像のプレイバック機能を有すること。	

1-3	ICG/5ALA 蛍光観察ユニット
1-3-1	ICG 蛍光観察機能を有していること。
1-3-2	5-ALA 蛍光観察機能を有していること。
1-3-3	コントロールユニット上で ICG 蛍光観察モードと 5-ALA 蛍光観察モードの切り替えが可能であること。
2	(性能、機能以外に関する要件)
2-1	搬入及び据え付け及び調整等
2-1-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行なうこと。
2-1-2	装置の納入場所については、当館と協議すること。
2-1-3	搬入・据え付け調整にあたり建物の改修等を行なう必要が生じた場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、納入場所の面積・設備等の詳細は当館に問い合わせること。
2-1-4	調達物品の構成内容については、当館に問い合わせること。
2-1-5	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
2-1-6	本調達品の保証期間は、安定稼動時から 1 年間とすること。
2-1-7	調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
2-2	その他
2-2-1	取扱説明書は、日本語版で 1 部以上提供すること。
2-2-2	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
2-2-3	調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。

2. その他納入に関して

- ① 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- ② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- ③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- ④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- ⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- ⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- ⑦ 機器やシステムの納入から起算して 1 年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- ⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外にお

いても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。

- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30 分～1 時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2 名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
- ⑭ 納入後 1 年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後 1 年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

3. セキュリティ対策

- ① 当館がセキュリティ対策の状況を確認するため、チェックリスト・その他の資料の提出を求めた場合は、その時点における対応状況について、虚偽なく、速やかかつ誠実に回答すること。
- ② リモート保守に関する情報・その他セキュリティに関して、当館から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかかつ誠実に対応すること。
- ③ 関係法令及び適用される各種ガイドラインを踏まえ、必要な安全管理措置を講じるよう努めるとともに、当館からその対応状況について説明を求められた場合は、速やかかつ誠実に回答すること。
- ④ 本仕様書に掲げる機器又はシステムの保守、修理、搬出、その他の作業に際して患者情報・その他の個人情報又は機密情報を取り扱う場合は、これらの情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じること。
- ⑤ 本仕様書に掲げる機器又はシステム、若しくは本仕様書に掲げる機器又はシステムの提供に関連して、当館の情報資産又は業務に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるサイバー攻撃、情報漏えい、その他のセキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに当館へ報告するとともに、被害の拡大防止、原因究明及び復旧等について当館に協力すること。